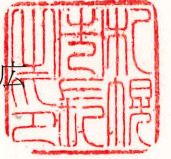


地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務の調達を企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 (2023 年) 8 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
札幌市保健福祉局保健所ウェルネス推進担当課
電話：011-622-5151

2 企画競争に付する事項

(1) 調達する役務名

地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務

(2) 調達案件の仕様等

地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務 公募型
企画競争 提案説明書（以下「提案説明書」という。）による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

公募型企画競争にて行う。なお、企画競争の応募方法及び提出する書類についての詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

① 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)であると認められる者。

- ② 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

4 提案説明書の交付方法

令和5年8月18日から札幌市公式ホームページにて公開する。

(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/2023_wellness_kenkyu.html)